

こども女性相談総室
(女性相談所)

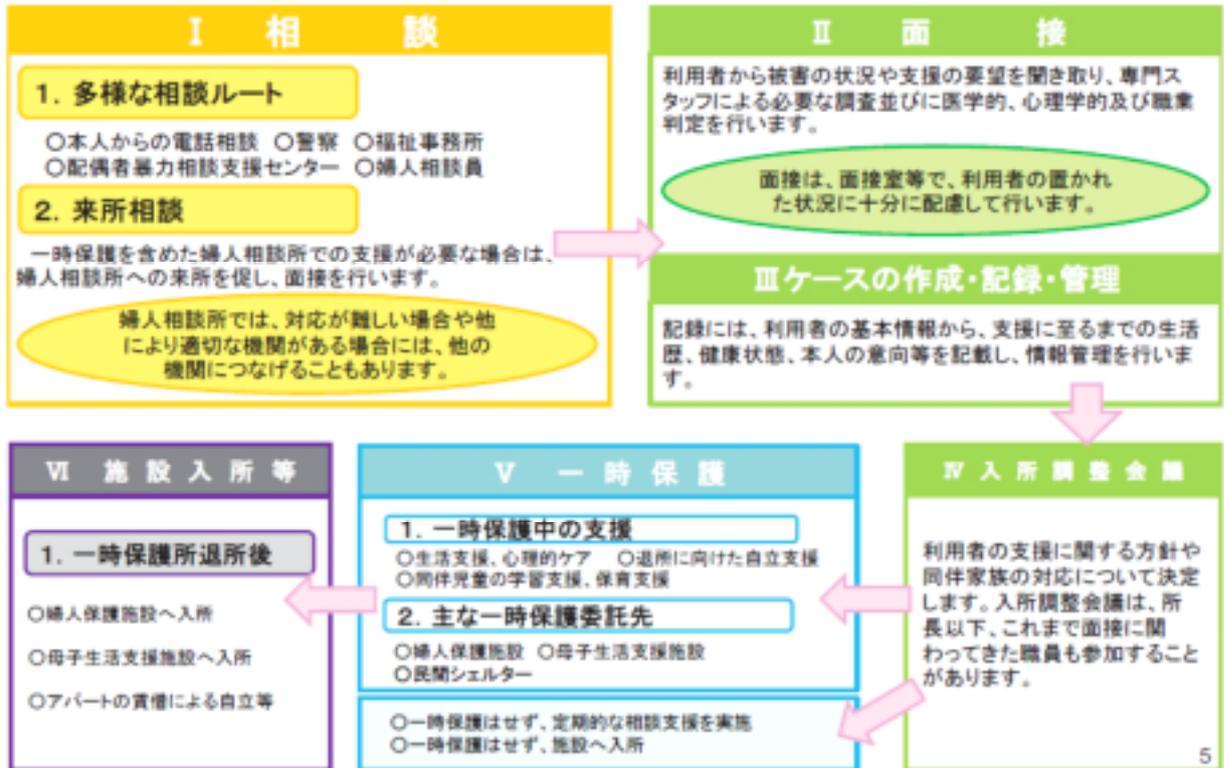
Ⅲ 女性相談所の業務

1 女性相談所の業務

女性相談所は、婦人保護事業の中核機関として、要保護女子の転落の未然防止と保護更生及び暴力被害女性の保護、支援を円滑に推進するため、関係機関との密接な連携を図りながら次の業務を行っている。

項目	内容
相談	女性が抱える様々な問題に対応するため、来所相談、電話相談を実施。
調査及び判定	本人及びその家庭環境等について、実情を把握する必要がある場合に、本人の了解を得て調査を行うとともに、必要に応じて医学的判定、心理的判定を実施。
指導・援助	相談、調査及び判定の結果に基づき、要保護女子の転落の未然防止と保護更生を図るとともに、暴力被害女性については自立のために必要な保護と援助を実施。 ア 公共職業安定所等の紹介 本人の性格や能力等に適合する職業に就くことができるよう公共職業安定所、職業訓練施設等を紹介。 イ 援護措置の紹介 母子父子寡婦福祉資金及び生活福祉資金の貸付並びに生活保護法による生活扶助、医療扶助等の援護措置の紹介。 ウ 医療機関の紹介・心理学的な指導 要保護女子等が病院等に入院、治療を必要とする際に適当な医療機関を紹介するとともに、必要に応じて本人の同意を得て心理学的判定等を実施。 エ 社会福祉施設の活用等 社会福祉施設の活用を図るとともに、利用に係る情報提供等を実施。
啓発・広報	女性相談所の業務について関係機関や地域住民に広く理解を得るための啓発活動を実施。 ア 「女性保護の概要」の作成 イ 女性相談所（DVセンター）のリーフレットを作成・配布 ウ 各種研修会・講演会等への参加
DVセンターとしての業務	ア 被害者に関する問題についての相談、他の相談機関等の紹介 イ 被害者及びその家族に対するカウンセリング等 ウ 被害者の自立促進のための就業の促進、住宅の確保、援助等に関する制度の情報提供等 エ 保護命令の制度の利用についての情報提供等 オ シェルター等の利用についての情報提供等 カ 基幹センターとしての業務（保護命令に関する情報の集約・提供、各センター間の連絡調整、県警本部及び市福祉事務所（婦人相談員）等関係機関との連携、DVセンター実務者等連絡協議会の開催）

女性相談所における基本的な支援の流れ（厚生労働省資料より）



2 業務の状況

(1) 相談処理状況

ア 相談受付件数

女性相談所の相談受付件数は、令和4年度は減少し898件となっている。

表1 相談受付件数の推移

R 3	R 4
949	898

イ 形態別相談受付状況

女性相談所への相談については、県内一円を対象としていることから電話による相談が大部分を占めており、令和4年度は面接相談23件、電話相談875件である。

表2 形態別相談受付状況

区分	R 3	R 4
面接相談	27	23
電話相談	922	875
計	949	898

ウ 経路別相談受付状況

女性相談所に相談が寄せられる経路については、本人自身からの相談が最も多く、令和4年度は850件、それ以外は縁故者・知人18件、警察関係10件、福祉事務所8件、他の相談機関5件、他の婦人相談員2件となっている。

表3 経路別相談受付状況

年度	経路	本人自身	警察関係	法務関係	他の婦人相談所	他の婦人相談員	福祉事務所	他の相談機関	社会福祉施設等	医療機関	教育機関	労働関係	民間シェルター	縁故者・知人	その他
	総数														
R3	949	873	15	0	0	8	9	11	1	1	2	0	0	29	0
R4	898	850	10	0	0	2	8	5	0	1	1	0	0	18	3

エ 年齢別相談受付状況

女性相談所の令和4年度の相談者の年齢別では、60歳代が279件と最も多く、次いで50歳代207件、40歳代135件となっている。

表4 年齢別相談受付状況

年度	総数	18歳未満	18～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70歳以上	不明
R3	949	1	2	35	110	93	369	186	35	118
R4	898	6	4	60	94	135	207	279	51	62

オ 相談処理状況

女性相談所の令和4年度の相談処理状況では、助言・指導が874件と最も多く、次いで転居5件、福祉事務所へ移送が4件となっている。

表5 相談処理状況

年度	項目	収容 婦人保護施設へ	就職・自営	結婚	家庭へ送還	送 福祉事務所へ移	関・施設へ移送 その他の関係機	転居	助言・指導	その他
	総数									
R3	949	0	0	0	2	2	3	6	917	19
R4	898	1	0	0	2	4	0	5	874	12

※処理件数は、前年度未処理分を加え当該年度の未処理分を除いたもの

(2) 配偶者暴力相談支援センターとしての業務状況

女性相談所は配偶者暴力相談支援センター（以下「DVセンター」という。）の機能もあり、相談件数等については下表のとおりとなっている。

表6 DVセンター（女性相談所）における相談件数

R 3	R 4
101	109

表7 裁判所から書面提出を求められた件数

R 3	R 4
2	1

表8 DV通報件数

R 3	R 4
43	31

3 関係機関との連携状況

女性相談所は婦人相談所として、また県内のDVセンターの基幹センターとして各種会議等を開催し、関係機関との連携を図っている。

①配偶者暴力支援センター実務者等連絡協議会（例年3回。令和4年度は2回開催）

DVセンターの基幹センターとして開催する会議で、県内DVセンター、市福祉事務所、警察、民間団体等の関係機関及び参加を希望する児童相談所の実務職員等を対象として、会議のほか研修や情報交換等を実施。

②配偶者からの暴力に係る職務関係者業務連絡会議（例年1回。令和4年度は1回開催）

業務に関わる関係機関の職員との情報共有や資質向上のための研修等を実施。

③婦人相談員業務連絡会（例年2回。令和4年度は2回開催）

婦人相談員の業務の支援や資質向上のための情報共有や研修等を実施。

④初任者研修（年1回開催。令和4年度は1回開催）

婦人保護事業に関わる福祉事務所等の新任婦人相談員を対象に女性相談所職員が講師として実施。